

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年10月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月21日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和元年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 源田池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 天神下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 一本木地区	〃
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳の鼻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 土居股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 北浦地区	〃
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 青木宿地地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三井馬場地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 奥白方大片山地区	〃